

【件名】

中野区高齢者補聴器購入費用助成事業の実施について

【要旨】

中野区高齢者補聴器購入費用助成事業について、以下のとおり実施する。

1 目的

加齢に伴う難聴により、生活に支障が生じている高齢者に対して、補聴器の装用により日常生活でのより良いコミュニケーションを促進することを目的として、補聴器購入費用の一部を助成する。

2 事業内容

（1）事業開始時期

令和6年8月1日（木）から申請を受け付ける。

（2）対象者

次の①～④のすべてに該当する方

①中野区に住民登録を有する65歳以上の高齢者

②耳鼻咽喉科での聴力検査の結果、中等度難聴（40dB以上70dB未満）と診断された方又は中等度難聴には当てはまらないが、耳鼻咽喉科の医師が補聴器の装用が必要と認められた方

③世帯の生計中心者の前年の合計所得金額が350万円未満の方

④障害者総合支援法に基づく補聴器購入費の支給を受けられない方

（3）助成額

補聴器1台につき、45,000円を上限とする。

両耳への装用が必要と耳鼻咽喉科医が認めた場合は、2台分、90,000円を上限とする。

（4）聴力検査を行う医療機関

耳鼻咽喉科の医師であること。区内・区外を問わない。

（5）補聴器を購入する店舗

購入後も、継続的に補聴器の調整及び機器保守を適切に実施する必要があるため、公益財団法人テクノエイド協会が認定する「認定補聴器技能者」が在籍する店舗とする。認定補聴器技能者が在籍する店舗であれば、区内・区外を問わない。

（6）補聴器購入後のフォロー

補聴器購入後、継続的に補聴器を使用するため、概ね4週間程度（週1回を目安）のアフターフォローを受けることを必要とする。

(7) 助成の回数

交付決定から5年間は、本事業による補聴器の助成は受けられない。ただし、助成を受けた際と異なる耳に装用する場合は、5年以内でも申請可能。

3 周知方法

区報（7月5日号）、区ホームページに掲載。

区内耳鼻咽喉科、区内認定補聴器技能者在籍店舗、地域包括支援センター、高齢者会館等に案内チラシ配布依頼。

区内介護支援専門員（ケアマネジャー）、町会等に情報提供。

4 その他

交付決定後、概ね6か月経過後に、補聴器の継続使用のアンケートを実施予定。

継続使用できているか。継続使用できなかった場合はその理由を聴取し、中野区医師会及び販売店舗に情報提供し、事業見直しの検討素材とする。